

Ⅲ 消費者物価指数の作成方法

第1 比較時価格（ P_t ）の算出

1 比較時価格の算出

(1) 基本算式

比較時価格（ P_t ）は、原則として小売物価統計調査（動向編）によって得られた店舗別価格¹⁰について、月別、品目別、市町村別に単純平均して算出する。

$$\bar{P}_{t,i,j} = \frac{1}{n} \sum_{k=1}^n P_{t,i,j,k}$$

(t : 比較時 i : 品目 j : 市町村 k : 店舗 n : 調査価格数)

ただし、生鮮食品及び切り花のうち、日々の価格変動が大きい品目については、その月の価格を正確に把握するために、毎月上・中・下旬の3回調査を行うこととしており、これらの品目（以下「3旬調査品目」という。詳しくは「Ⅳ 1 2015年基準消費者物価指数品目情報一覧」参照）については、旬ごとに個別価格を単純平均して旬別平均価格を求め、さらにこの旬別平均価格を単純平均して当月分の比較時価格を算出する¹¹。

$$\bar{P}_{t,i,j,s} = \frac{1}{n} \sum_{k=1}^n P_{t,i,j,s,k}$$

$$\bar{P}_{t,i,j} = \frac{1}{3} \sum_{s=1}^3 \bar{P}_{t,i,j,s}$$

(s : 旬)

(2) 基本算式によらない比較時価格の算出

ア パソコン及びカメラ

「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」及び「カメラ」の3品目については、POS情報から得られる全機種種の販売価格、販売台数、特性などを用いて、ヘドニック法により価格指数を算出する。詳しい算出方法は「Ⅲ 付1 ヘドニック法によるパソコン及びカメラの品目別価格指数の算出」参照。

イ 料金体系が多様な品目

「航空運賃」や「電気代」、「通信料（携帯電話）」などの一部の品目は、料金体系

¹⁰ 価格調査の方法について、詳細は「Ⅶ 小売物価統計調査（動向編）の概要」参照。

¹¹ 旬別平均価格が「欠」となった場合は、「欠」となった旬を除いて当月の比較時価格を算出するが、中旬の平均価格が「欠」となった場合は、上旬又は下旬の平均価格があっても、当月の比較時価格は「欠」とする。また、東京都区部中旬速報値では、中旬平均価格を比較時価格とする。

が多様で価格も購入条件によって異なる。これらの品目については、価格変動を的確に指数に反映させるため、品目ごとに典型的な利用事例をモデルケースとするなどにより設定した計算式（モデル式）を用いて月々の価格指数を算出する。価格指数の算出には小売物価統計調査（動向編）による調査価格のほか、モデルケースごとの価格を合成する際の比率などについては他の統計などを用いる。品目ごとのモデル式については「Ⅲ 付2 モデル品目の計算方法」参照。

ウ 生鮮食品を除く季節調査品目の非調査月における保合処理

小売物価統計調査（動向編）における調査品目の中には、1年のある時期に出回りが非常に少ない、あるいは出回りが全くないことから、一時的に調査困難となるものがある。これらの品目は、季節調査品目として、調査ができない時期を除いて出回りのある時期を調査月にして価格を調査している（詳細は「Ⅳ 1 2015年基準消費者物価指数品目情報一覧」参照）。

季節調査品目の非調査月において、これらの品目を除外して上位類の指数を計算すると、除外した品目のウエイトは類内の他の品目に比例的に配分されることとなるため、結果的に各月のウエイトの年平均が本来の年平均ウエイトと異なるという問題が生じる¹²。

このため、被服、冷暖房用器具などの季節調査品目については、前調査期間の平均価格を非調査月に当てはめて、次の調査開始の前月まで保合（もちあい）することとする。

2 比較時価格の代入

調査市町村別に価格を調査している品目の中には、消費者の購入実態や店舗の販売状況などを勘案して人口規模の大きい市においてのみ調査しているものがある。これらの品目については、指数計算上、価格を調査していない市町村へ近隣の調査市の価格を月ごとに代入する¹³。

また、調査市町村別ではなく全国一律又は都道府県別に価格を調査している一部の品目についても当該調査市町村へ月ごとに価格の代入を行う。

比較時価格の代入方法及び各品目の代入区分については「Ⅳ 1 2015年基準消費者物価指数品目情報一覧」参照。

¹² 生鮮食品については月別ウエイトを採用しているが、生鮮食品以外の品目については、利用可能なデータの制約や、実務上の煩雑さなどを考慮すると、適当ではない。

¹³ 当該市町村で価格を調査するか否かは、品目ごとに市町村の人口規模により定められているが、地域によっては近隣市に代表的店舗が集まり、消費者が近隣市へ流出する購買行動が著しいなどの理由により、当該品目の出回りが当該市町村ではない場合がある。このような場合は、必要に応じて近隣の調査市の価格を代入することとする。